

■ 給与計算システムをご利用のユーザー様へのお知らせになります。 ■

■ 令和2年3月分（4月納付分）からの健康保険料について

☆令和2年3月（4月納付分）からの健康保険料について

令和2年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。都道府県別の保険料率は全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトでご確認ください。都道府県別の保険料率は、3月分の保険料（一般の被保険者については4月納付分）からとなります。

介護保険第2号被保険者で、40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/r02/r2ryougakuhyou3gatukara/>

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。全国健康保険協会（協会けんぽ）のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.87% 折半額 4.935%
健康保険料 介護保険あり 全額 11.66% 折半額 5.830%

4.935%

5.830%

令和2年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和2年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
- ・介護保険料率：令和2年3月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率：平成31年4月分～ 適用

（東京都）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			9.87%		11.66%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,724.6	2,862.3	6,762.8	3,381.4		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,711.6	3,355.8	7,928.8	3,964.4		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,698.6	3,849.3	9,094.8	4,547.4		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,685.6	4,342.8	10,260.8	5,130.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,672.6	4,836.3	11,426.8	5,713.4	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,264.8	5,132.4	12,126.4	6,063.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,857.0	5,428.5	12,826.0	6,413.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,646.6	5,823.3	13,758.8	6,879.4	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,436.2	6,218.1	14,691.6	7,345.8	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,225.8	6,612.9	15,624.4	7,812.2	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	14,015.4	7,007.7	16,557.2	8,278.6	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,805.0	7,402.5	17,490.0	8,745.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,792.0	7,896.0	18,656.0	9,328.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,779.0	8,389.5	19,822.0	9,911.0	31,110.00	15,555.00

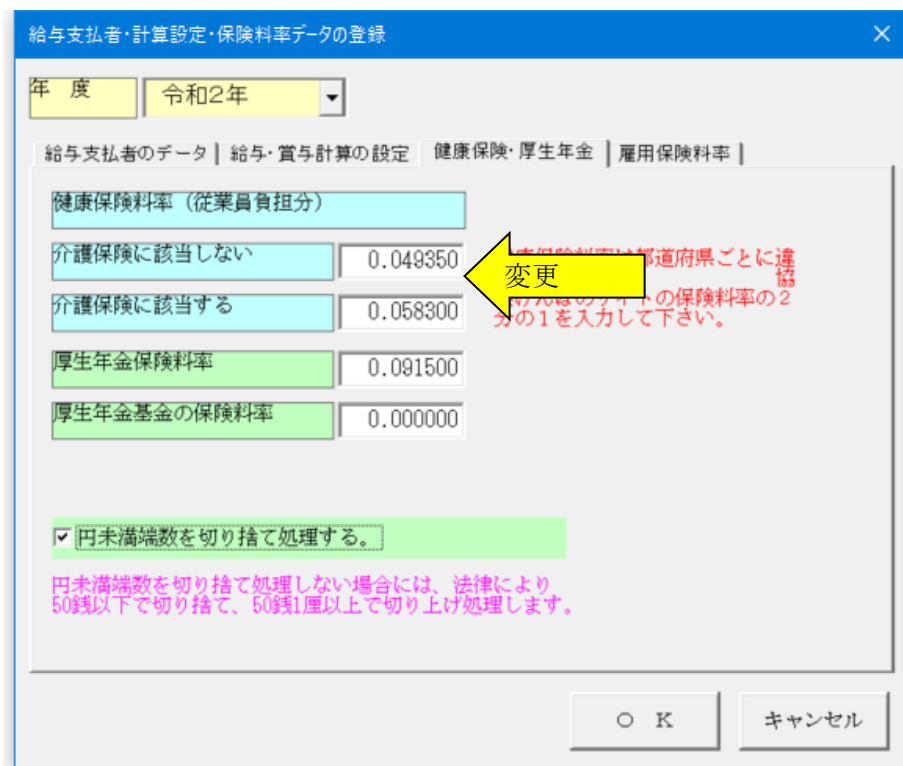
健康保険料の改定によるシステムの修正手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。

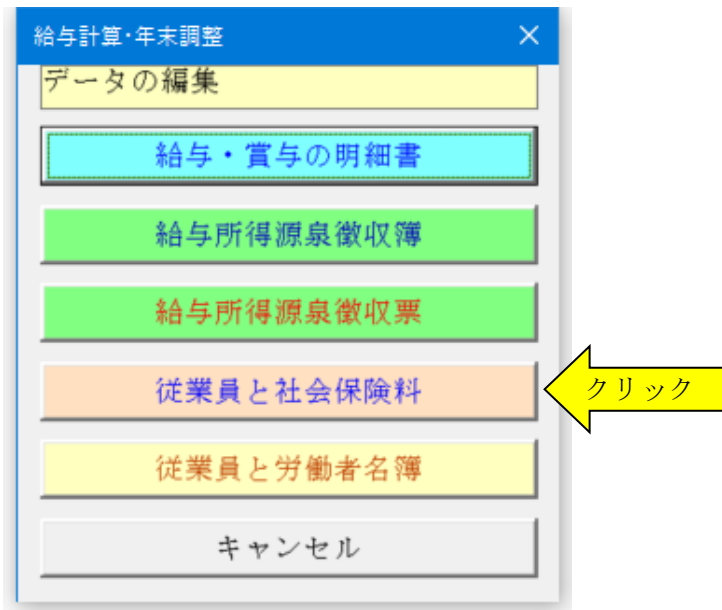


- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。
- 3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.049350」に変更して下さい。
- 4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.058300」に変更して下さい。

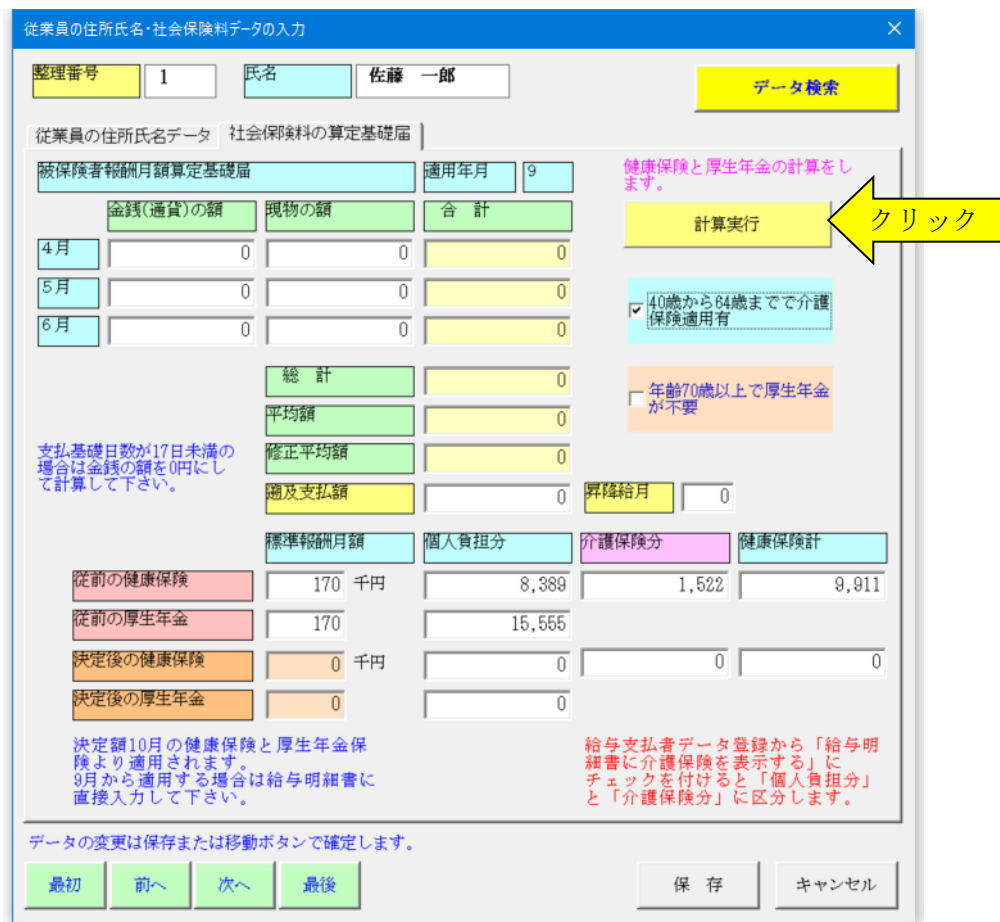
※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。



5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を変更します。



《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険料」の合計金額で表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを外してください。

《ご注意》

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、「令和2年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 給与明細書の介護保険料を表示しない場合の設定

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択して「給与・賞与計算の設定」から「給与明細書に介護保険料を表示する」のチェックを外します。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録

年度 令和2年

給与支払者のデータ | 給与・賞与計算の設定 | 健康保険・厚生年金 | 雇用保険料率 |

甲欄の源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額表の参照 電子計算機の特例計算

給与明細書に介護保険料を表示する。 ← 変更

給与と賞与の全額を現金で支給する。

勤務時間データで小数点以下2桁を使用する。

小数点2桁を使用する場合は給与明細書の桁数の書式も変更して下さい。

甲欄の源泉徴収税額の電子計算機の特例計算への変更はPRO版で対応します。電子計算機の特例計算と源泉徴収税額表では所得税額に差額が発生します。

OK キャンセル

- 2 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の健康保険料を変更します。

従業員の住所氏名・社会保険料データの入力

整理番号 1 氏名 佐藤 一郎 データ検索

従業員の住所氏名データ 社会保険料の算定基礎届

被保険者報酬月額算定基礎届 適用年月 9

健康保険と厚生年金の計算をします。

計算実行

金銭(通貨)の額	現物の額	合計
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
総計	0	0
平均額	0	0
修正平均額	0	0
適及支払額	0	算給毎月 0

40歳から64歳までで介護保険適用有

年齢70歳以上で厚生年金が不要

標準報酬月額	個人負担分	介護保険分	健康保険計
従前の健康保険 170 千円	9,911	0	9,911
従前の厚生年金 170	15,555		
決定後の健康保険 0 千円	0	0	0
決定後の厚生年金 0	0		

支払基礎日数が17日未満の場合は金銭の額を0円にして計算して下さい。

決定額10月の健康保険と厚生年金保険より適用されます。9月から適用する場合は給与明細書に直接入力して下さい。

給与支払者データ登録から「給与明細書に介護保険を表示する」にチェックを付けると「個人負担分」と「介護保険分」に区分します。

データの変更は保存または移動ボタンで確定します。

最初 前へ 次へ 最後 保存 キャンセル

《ご注意》

「健康保険料」を「個人負担分」と「介護保険分」に区分して表示するには、「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」から「給与・賞与計算の設定」タブの「給与明細書に介護保険料を表示する」にチェックを付けてください。

■ 平成 29 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

☆平成 29 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率が、平成 29 年 9 月分（10 月納付分）から引き上げられて 18.3%で固定されています。改定された厚生年金保険の保険料率は、平成 29 年 9 月分（10 月納付分）からの厚生年金保険料を計算する際の基礎となります。

厚生年金保険料 一般 全額 18.300 折半額 9.150

「平成 29 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額表」は、下記の日本年金機構のサイトでご確認ください。
<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-gaku/gakuhyo/20170822.html>

○平成29年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額
				18.300%	9.150%
1	88,000	93,000	93,000	16,104.00	8,052.00
2	98,000	101,000	101,000	17,934.00	8,967.00
3	104,000	107,000	107,000	19,032.00	9,516.00
4	110,000	107,000	114,000	20,130.00	10,065.00
5	118,000	114,000	122,000	21,594.00	10,797.00
6	126,000	122,000	130,000	23,058.00	11,529.00
7	134,000	130,000	138,000	24,522.00	12,261.00
8	142,000	138,000	146,000	25,986.00	12,993.00
9	150,000	146,000	155,000	27,450.00	13,725.00
10	160,000	155,000	165,000	29,280.00	14,640.00
11	170,000	165,000	175,000	31,110.00	15,555.00
12	180,000	175,000	185,000	32,940.00	16,470.00
13	190,000	185,000	195,000	34,770.00	17,385.00
14	200,000	195,000	210,000	36,600.00	18,300.00
15	220,000	210,000	230,000	40,260.00	20,130.00
16	240,000	230,000	250,000	43,920.00	21,960.00
17	260,000	250,000	270,000	47,580.00	23,790.00
18	280,000	270,000	290,000	51,240.00	25,620.00
19	300,000	290,000	310,000	54,900.00	27,450.00
20	320,000	310,000	330,000	58,560.00	29,280.00
21	340,000	330,000	350,000	62,220.00	31,110.00
22	360,000	350,000	370,000	65,880.00	32,940.00
23	380,000	370,000	395,000	69,540.00	34,770.00
24	410,000	395,000	425,000	75,030.00	37,515.00
25	440,000	425,000	455,000	80,520.00	40,260.00
26	470,000	455,000	485,000	86,010.00	43,005.00
27	500,000	485,000	515,000	91,500.00	45,750.00
28	530,000	515,000	545,000	96,990.00	48,495.00
29	560,000	545,000	575,000	102,480.00	51,240.00
30	590,000	575,000	605,000	107,970.00	53,985.00
31	620,000	605,000		113,460.00	56,730.00

○ 厚生年金保険料率（平成29年9月1日～ 適用）

一般・坑内員・船員の被保険者等 …18.300% （厚生年金基金加入員 …13.300%～15.900%）

○ 子ども・子育て拠出金率 …0.23%（平成29年4月1日～ 適用）

※子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担することとなります。

- 平成 29 年 9 月分（10 月納付分）から、一般の被保険者と坑内員・船員の被保険者の方の厚生年金保険料率が同率となりました。
- 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が 50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭を超える場合は切り上げて 1 円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が 50 銭未満の場合は切り捨て、50 銭以上の場合は切り上げて 1 円となります。
 （注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について

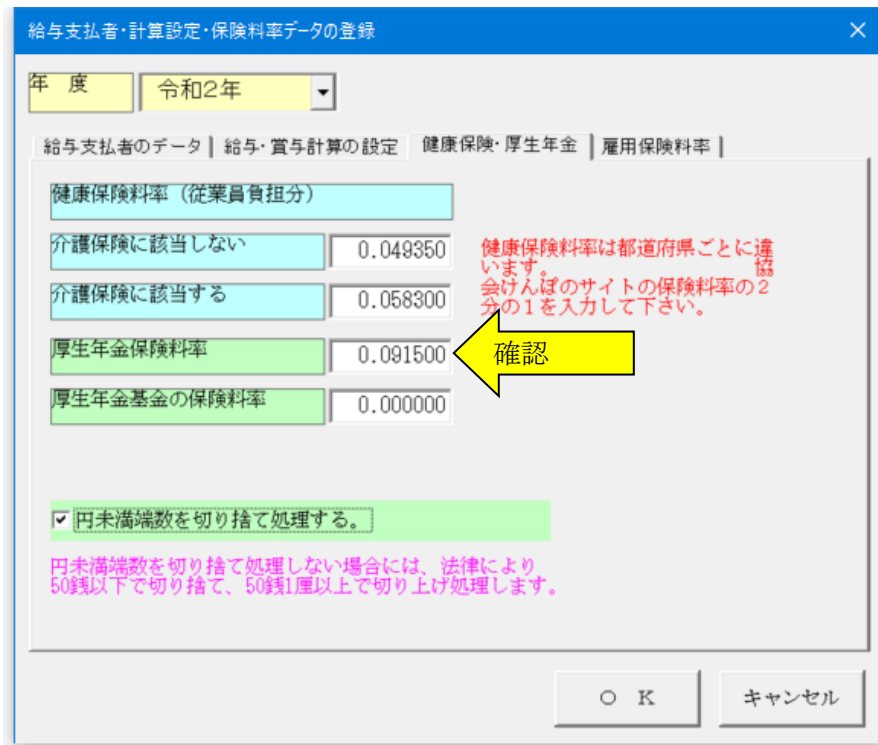
賞与に係る保険料は、賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金は 1ヶ月あたり 150 万円が上限となります。

■ 厚生年金保険料の改定によるシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



- 2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を確認します。



- 3 「厚生年金保険料率」の保険料率が「0.091500」になっているのを確認します。

※ 厚生年金は全国一律の保険料率になっています。